



医薬企第16号
平成11年2月16日

茨城県衛生部長 殿

事務連絡
平成11年3月1日

各都道府県薬務主管課担当官 殿

厚生省医薬安全局企画課 (医薬分業担当)

厚生省医薬安全局企画課長

薬局薬剤師の員数の算出方法について (例示)

薬局等の許可等に関する疑義について

平成10年12月28日薬第1400号をもって照会があった標記について、下記のとおり回答する。

記

1. 薬剤師の員数の解釈について

「薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令 (昭和39年厚生省令第3号)」第1条に定める薬局の薬剤師の員数の算出方法については、今後以下のとおり取り扱われたい。

- ・常勤薬剤師 (原則として薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間 (以下「薬局で定める勤務時間」という。)) の全てを勤務する者であるが、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満の場合は32時間以上勤務している者を常勤とする) を1とする。
- ・非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤務時間により除した数とする。ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

なお、「薬局等における薬剤師による管理及び情報提供等の徹底について」 (平成10年12月2日付医薬安全局長通知) により通知したとおり、薬局等の開局中又は開店中は少なくとも1名の薬剤師を常時配置して医薬品を販売することが必要であるので併せて留意されたい。

また、一般販売業の員数については、貴見のとおりである。

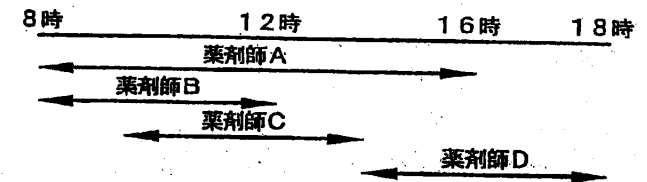
2. 許可申請書への記載について

許可申請書の備考欄に記載することは差し支えない。また、現時点においては当該記載事項の変更は薬事法第10条に規定する届出の対象とはならないが、今後必要な規則の改正を行う予定である。

標記については、先般、「薬局等の許可等に関する疑義について」 (平成11年2月16日医薬企第17号) において示したところですが、これまでの各都道府県からの照会を踏まえ今般下記のとおり事例を示しましたのでご参照ください。

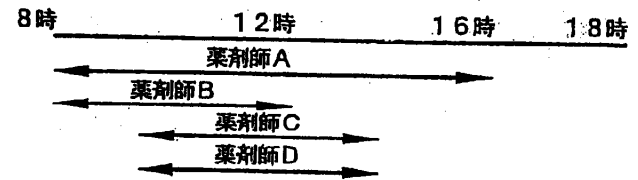
- (例1) 1日平均処方せん取扱枚数45枚、開局時間週50時間 (週5日、8時~18時)、就業規則に定める薬剤師の勤務時間40時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師B、C、Dは週20時間勤務の場合、
(員数算定)

員数省令による必要な薬剤師の員数は2である。算定式による員数は、Aが常勤で員数1、B、C、Dの員数はそれぞれ $20/40=0.5$ となり、合計2.5となる。また、勤務状態を見ると



となっており、開局中少なくとも1人の薬剤師が配置されているので、総じて員数の基準を満たすと判断される。

- (例2) 例1の薬局について、勤務状態が以下の場合、



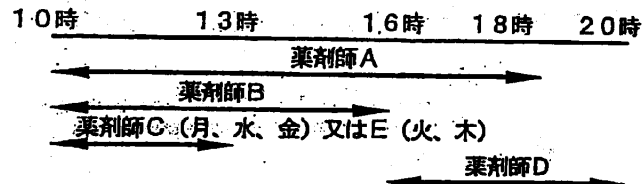
16時から18時の間は薬剤師が不在となるので、員数基準を満たさない。

(例3) 1日平均処方せん取扱枚数85枚、開局時間週70時間(週7日、10時~20時)、就業規則に定める薬剤師の勤務時間30時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間、薬剤師Bは週30時間、薬剤師Cは週15時間、薬剤師Dは週20時間、薬剤師Eは週22時間勤務する場合。

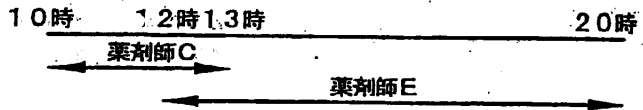
(員数算定)

員数省令による必要な薬剤師の員数は3である。算定式による員数について、まず、就業規則に定める薬剤師の勤務時間が32時間未満なので換算する分母は32時間とする。Aは常勤で員数1、非常勤B~Eの員数の合計は、 $30/32 + 15/32 + 20/32 + 22/32 = 2.71\dots$ となる。したがって全員の合計は3.7(3.71…の小数点第2位を切り捨てる)となる。また、勤務状態を見ると

(月~金)



(土、日)

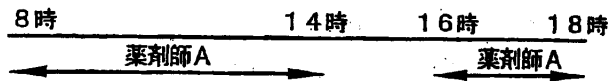


となっており、開局中少なくとも1人の薬剤師が配置されているので、総じて員数の基準を満たすと判断される。

(例4) 1日平均処方せん取扱枚数3.5枚、開局時間週50時間(週5日、8時~18時)、就業規則に定める薬剤師の勤務時間35時間の薬局について、雇用している薬剤師は1人(薬剤師A)で週40時間勤務の場合。なお、この薬剤師は1日のうち14時~16時の間は所用により勤務しないとのこと。

(員数算定)

員数省令による必要な薬剤師の員数は1である。算定式による員数では、当該薬剤師は35時間を超える時間勤務している(40時間)ので員数1となるが、開局中少なくとも1人の薬剤師が配置されているという条件を満たさないため、員数基準を満たさない。



(例5) 1日平均処方せん取扱枚数140枚、開局時間週50時間(週5日、8時~18時)、就業規則に定める薬剤師の勤務時間40時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師B~Kの10人は週10時間勤務の場合。

(員数算定)

員数省令による必要な薬剤師の員数は4である。算定式による員数は、Aが常勤で員数1、B~Kの員数はそれぞれ $10/40 = 0.25$ となり、合計3.5であるため員数の規定を満たさない。

ちなみに勤務状態は以下のものであり、雇用している薬剤師数は多いが、規定した員数は満たしていない。

